



# 電気需給約款[特別高圧・高圧]等以外の供給条件 (電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2025年4月1日実施



## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用

- (1) この供給条件は、電気需給約款 [特別高圧・高圧] (以下「需給約款」といいます。)、業務用電力 2 型約款 [高圧]、業務用季節別時間帯別電力 2 型約款 [高圧]、業務用休日高負荷電力約款 [高圧]、業務用休日高負荷電力 2 型約款 [高圧]、高圧電力 2 型約款 [高圧]、高圧季節別時間帯別電力 2 型約款 [高圧]、高圧休日高負荷電力約款 [高圧]、高圧休日高負荷電力 2 型約款 [高圧]、農事用電力約款 [特別高圧・高圧]、深夜電力約款 [高圧]、ブレンド契約要綱、市場調整カスタマイズプラン要綱または燃料費調整単価固定オプション要綱 (以下「当社が定める約款等」といいます。) にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。
- (2) この供給条件は、この供給条件実施の日から2025年4月分の計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

### 2 燃料費調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等 (燃料費調整単価固定オプション要綱を除きます。) にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費調整単価は、需給約款別表 3 (燃料費調整) (1) にかかわらず、需給約款別表 3 (燃料費調整) (1) によって算定された値から (3) の特別措置の燃料費調整単価を差し引いたものといたします。
- (2) 燃料費調整単価固定オプションの適用を受けるお客さまの燃料費調整単価は、燃料費調整単価固定オプション要綱 5 (燃料費調整単価の取扱い) にかかわらず、固定燃料費調整単価から (3) の特別措置の燃料費調整単価を差し引いたものといたします。
- (3) 特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0 円70銭
-------------	--------

### 3 料金の特別措置

- (1) 需給約款の市場価格連動プランもしくは臨時電力またはブレンド契約（ベースロード契約種別およびピークロード契約種別に市場価格連動プランを適用する場合に限ります。）の適用を受けるお客さまの料金は、需給約款17（市場価格連動プラン）(4)、需給約款18（臨時電力）(3)、需給約款附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(2)またはブレンド契約要綱6（料金）にかかわらず、需給約款17（市場価格連動プラン）(4)、需給約款18（臨時電力）(3)、需給約款附則2（料金その他の供給条件についての経過措置）(2)またはブレンド契約要綱6（料金）によって料金として算定された金額から(3)の特別措置の割引単価およびその1月の使用電力量によって算定された特別措置の割引額を差し引いたものとしたします。
- (2) ブレンド契約（ベースロード契約種別にベーシックプランまたは市場調整ゼロプランを適用し、ピークロード契約種別に市場価格連動プランを適用する場合に限ります。）または市場調整カスタマイズプランの適用を受けるお客さまのピークロードに係る料金は、ブレンド契約要綱6（料金）または市場調整カスタマイズプラン要綱6（料金）にかかわらず、ブレンド契約要綱6（料金）または市場調整カスタマイズプラン要綱6（料金）によってピークロードに係る料金として算定された金額から(3)の特別措置の割引単価およびその1月のピークロード使用電力量によって算定された特別措置の割引額を差し引いたものとしたします。
- (3) 特別措置の割引単価は、次のとおりとしたします。

1 キロワット時につき	0 円70銭
-------------	--------

- (4) (1)および(2)の特別措置の割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 4 燃料費等調整単価の特別措置

- (1) 当社が定める約款等にもとづき電気の供給を受けるお客さまの燃料費等

調整単価は、需給約款附則 2（料金その他の供給条件についての経過措置）(15)イ(ハ)にかかわらず、需給約款附則 2（料金その他の供給条件についての経過措置）(15)イ(ハ)によって算定された値から(2)の特別措置の燃料費等調整単価を差し引いたものといたします。

(2) 特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	0 円70銭
-------------	--------

## 5 そ の 他

その他の事項については、当社が定める約款等に定めるところによるものといたします。

## 附 則

### 1 実 施 期 日

この供給条件は、2025年4月1日から実施いたします。

### 2 この供給条件実施にともなう切替措置

この供給条件実施にともない、電気需給約款〔高圧〕等以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）（2025年1月1日実施）は廃止いたします。